

議員提出議案第15号

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和6年6月25日

提出者 秩父市議会議員 大久保進

賛成者 秩父市議会議員 小櫃市郎

同 笠原宏平

同 清野和彦

秩父市議会議長 堀口義正様

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、下記の事項についての特段の取り組みを求める。

記

- 1 実施事業所が不足する地域では、十分な受け入れ先を確保するための施策を講じること
試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること
試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。
- 3 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること
障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れを認めること。
- 4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること
こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

秩父市議会議員 堀 口 義 正

内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策担当) 様
財務大臣 様

議員提出議案第16号

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和6年6月25日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 金 崎 昌 之

同 高 野 佳 男

同 清 野 和 彦

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秩父市議会傍聴規則（平成17年秩父市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般席」の次に「、車椅子使用者席」を加える。

第3条を次のように改める。

（傍聴人数の制限）

第3条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第12条 委員会の傍聴については、第3条、第4条及び第6条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第17号

秩父市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和6年6月25日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 金 崎 昌 之

同 高 野 佳 男

同 清 野 和 彦

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会委員会条例の一部を改正する条例

秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条を次のように改める。

（委員会の公開及び秘密会）

第19条 委員会は、これを公開とする。ただし、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

（傍聴の取扱）

第20条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。